奈半利町人材創出事業受講費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、奈半利町補助金交付規則（平成８年奈半利町規則第１号。以下「規則という。）第14条の規定に基づき、奈半利町人材創出事業受講費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　町は、奈半利町内事業者における従業員の人材育成研修に係る負担を軽減し、従業員の育成による事業の継続・発展、また、事業拡大による新たな雇用の創出及び研修機会の充実による若年層の定着を促進する目的とし、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。

（１）　奈半利町内に住所及び事業所を有する個人

（２）　奈半利町内に主たる事業所を有する法人

２　次の各号のいずれの要件も満たすもの。

（１）　町税等の滞納がないこと（法人の場合は全ての役員を含む)。

（２）　奈半利町の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年２月８日規則第１号）第２条第２項第５号で規定する排除措置対象者に該当しないこと。

（３）　営業に関し公序良俗に反する事業又はサービスの提供を行っていない者

３　町長は、前２項の規定にかかわらず、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しないことができる。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者の負担において、その補助対象者に雇用される34歳以下の従業者（前条第１項第１号の個人及び同項第２号の法人の代表者を含む。以下この項において同じ。）に別表に掲げる研修を受講させる事業とする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる補助対象事業に応じて必要となる経費とする。

（補助金の額等）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の10分の10に相当する額とし、１補助対象者につき１年度当たり15万円を限度とする。

（交付の申請）

第７条　補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、受講の決定の日から起算して30日以内に、奈半利町人材創出事業受講費補助金交付申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（１）　見積書その他の補助対象経費及びその内訳が分かる書類の写し
（２）　前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（交付の決定）
第８条　町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、奈半利町人材創出事業受講費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号。以下「決定通知書」という。）により、補助対象者に通知するものとする。
（実績報告）
第９条　補助対象者は、補助対象事業を修了したときは、その日から起算して 30 日を経過する日までに奈半利町人材創出事業受講費補助金実績報告書（様式第３号。以下「実績報告書」という。）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。
（補助金額の確定）
第 10 条　町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、決定通知書の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、奈半利町人材創出事業受講費補助金交付額確定通知書（様式第４号。以下「確定通知書」という。）により通知するものとする。
（補助金の交付）
第 11 条　確定通知書による通知を受けた補助対象者は、速やかに奈半利町人材創出事業受講費補助金交付請求書（様式第５号）を町長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。
２　町長は前項の請求があったときは、これを審査し補助金を交付する。
（交付の取消し）
第 12 条　町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。
（１）　規則又はこの告示の規定に違反したとき。
（２）　虚偽の申請その他不正の行為をしたとき。
（３）　補助金を他の用途に使用したとき。
（４）　その他町長が交付決定の全部又は一部を取り消すことが適当と認めたとき。
（補助金の返還）
第 13 条　町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。
（協力及び情報の公表）
第 14 条　補助対象者は、町長がその成果を調査し、公表し、又は普及を図るときは、これに協力しなければならない。
２　町長は、補助対象者の氏名又は名称並びに補助対象事業の取組内容及び成果について、補助対象者の協力を得て、地域産業振興策の実例として公表することができる。
（その他）
第 15 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年６月 29 日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和 10 年３月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第４条関係）

土佐ＭＢＡ（土佐まるごとビジネスアカデミー）
土佐ＦＢＣ（土佐フードビジネスクリエーター）